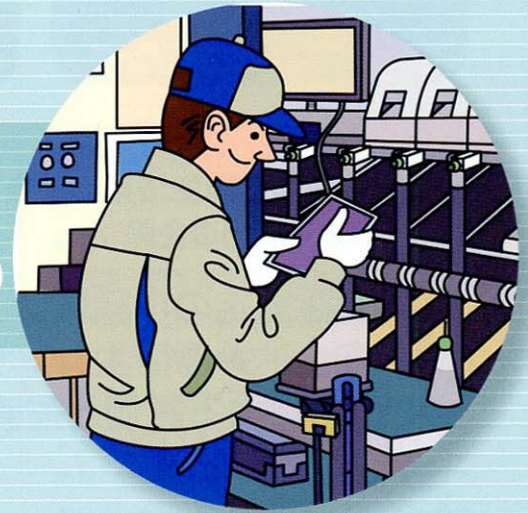


元気で行こう！  
体とともにメンタルを

リスクを減らそう！  
安全面でも化学物質管理でも



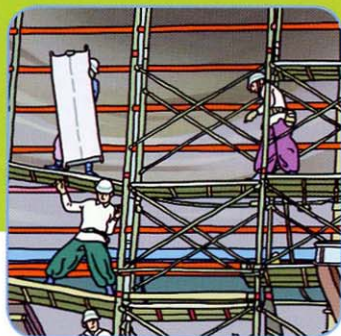
活用しよう！

# 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生の改善計画作成には、  
労働安全衛生法第80条に基づく  
労働安全・労働衛生コンサルタントによる  
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全・労働衛生コンサルタントは、労働安全衛生法第81条に規定された国家資格で国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

# こんな時に 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント の活用を!



- 労働災害が発生したとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関すること

## 労働安全衛生法第 88 条第 1 項 による届出の免除

### 免除認定の申請には、労働 安全・労働衛生コンサルタ ントによる評価と監査が必要 となります

リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所（建設業の場合は店社）が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度（法88条第1項ただし書き）については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。



## 労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントを 活用すると、こんなメリットが生まれます

- 社内では得がたい安全衛生の専門家の指導を受けることができます。
- 機械のフェールセーフ化など専門的な安全衛生技術指導を受けることができます。
- 社内では気がつかない安全衛生上の問題点を明らかにし、有効かつ効果的な方法を教えてくれます。
- 必要なときに、必要な事項について頼むことができるので、人件費の節約になります。
- 経営に役立つ安全衛生管理を教えてくれます。

## CSP 労働安全コンサルタント、 COH/CIH 労働衛生コンサルタントとは？

労働安全・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさってください。

### CSP労働安全コンサルタント

\* CSP(Certified Safety Professional Consultant)

### COH労働衛生コンサルタント(保健衛生)

\* COH(Certified Occupational Health Consultant)

### CIH労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)

\* COH(Certified Industrial Hygiene Consultant)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会A支部は、株式会社B設備(設備工事業、社員数21名)が施行する「C住宅供給公社既設住宅の道路、遊園地施設の改修工事」について「現場安全診断」の依頼を受けた。C住宅供給公社「特記仕様書」には、以下の「要求事項」が施工業者に課せられていました。

- ①「重点点検工事」なので、当工事関係者以外の第三者機関である「(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会A支部」に依頼をすること。
- ②指定の「安全点検表」により実施し、写真を添付のうえ、C公社監督員に提出すること。
- ③点検の結果、是正・改善等の指導を受けた場合、速やかに対応するとともに、「是正、改善結果」を監督員に報告して確認を得ること。
- ④点検頻度は、月1回程度とし、実施時期は事前に監督員に相談し承認を得ること。

## 現場巡視時の問題点と長所

A支部の労働安全コンサルタントは、株式会社B設備を訪れ、現場代理人D氏の同行のもとに巡視を行いました。巡視中は事前に送付した「点検チェックリスト」により記録をとり、逐一、現場代理人D氏とのコミュニケーションも図りました。当日、まとめとして、安全衛生管理上の「問題点」「長所」などの所感を書いた「手書きの気づきメモ」で説明し、現場代理人D氏に手渡しました。巡視の結果、次の問題点と長所を指摘しました。

### ■ 1回目の訪問時

- ① 送り出し教育、工事概要を記した資料で新規入場者教育は実施をされています。現場事務所がないために、実施記録は「本社に持参している」と伺いました。帳票、施工体制台帳で確認はできましたが、次回は、実施記録の提示もお願いいたします。
- ② KY活動で「リスクアセスメント」は実施さ

れていますが、「記載内容と現場の作業内容の整合」を行ってください。

- ③現場に持ち込まれたエアーコンプレッサーなどの「許可シール」がありません。
- ④発電機を使用される際は「アースの設置」、電工ドラムの場合は「屋外型」でお願いします。
- ⑤「安全衛生協議会」は、少人数でも毎月必ず開催してください。安衛法の重要な条文ですので「法令遵守」をお願いします。
- ⑥「作業手順書」は作成されていますが、関係請負人の意見を反映させてください。
- ⑦墜落転落用のヘルメットの着用、重機運転時の「有資格者証の原本」(写真)の即提示は、大変立派です。「特定(年次)」「月次」「作業開始前」の点検記録について、「月次」の省略をしないようお願いいたします。

### ■ 第2回目の訪問時

前回指摘への取り組みに熱意が感じられ、現場巡視時の質疑も充実しており、理解力も早く、指摘事項は特に散見されませんでした。

### ■ 災防団体の企画への応募

そこで、労働安全コンサルタントは「現場代理人D氏のレベルアップを図り、株式会社B設備の発展」への腹案として、労働災害防



止団体が公募している「労働安全衛生活動事例作品」への応募を提案しましたところ、約1ヵ月で、労働安全衛生コンサルタントからの提出報告書を基に応募作品が完成され、応募作品は奨励賞を受賞することになりました。応募作品の中で、株式会社B設備は次のように述べています。

小規模な工事現場こそ関係請負人を含めた「安全と健康」なくして、現場は成り立ちません。これからは、気がつかない法令の条文の確認作業と作業環境の現状把握「見える化」が常に大切であると肝に銘じています。工事部長(安全衛生推進者)も各現場のパトロールを毎月実施し、「社内安全会議」での意見交換、アドバイスもしてくれ、各現場代理人にも反映周知され、今後、管理体制は一層充実したものが構築されていくと思います。

## 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)についてのご相談は

## 労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントに

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)は労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。このためには、システムとパフォーマンスの双方について専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントが最適です。構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

### 守秘義務

労働安全・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

### 報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。具体的にはもよりの支部にご照会下さい。

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています(約2,600名)。47都道府県に支部があります。

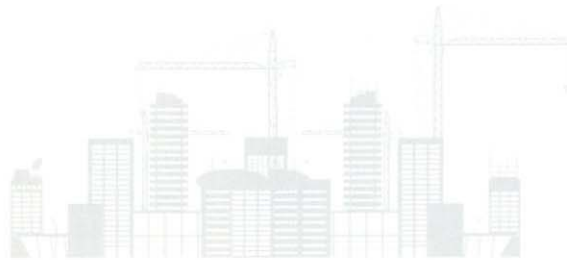
### 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F  
TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647  
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail [info@jashcon.or.jp](mailto:info@jashcon.or.jp)

# 労働安全衛生コンサルタント制度 推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生の改善計画にぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

<b>実施時期</b>	<b>推進月間</b> 毎年6月1日から6月30日 <b>準備月間</b> 毎年4月1日から5月31日
<b>後援</b>	厚生労働省 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 林業木材製造業労働災害防止協会 安全衛生技術試験協会 全国社会保険労務士会連合会 日本技術士会 労働者健康福祉機構 全国労働基準関係団体連合会 日本ボイラ協会 日本クレーン協会 ボイラ・クレーン安全協会 産業安全技術協会 仮設工業会 建設荷役車両安全技術協会 日本医師会 日本歯科医師会 日本作業環境測定協会 全国労働衛生団体連合会
<b>実施者</b>	一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 本会都道府県各支部 会員：労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 5F  
TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647  
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : [info@jashcon.or.jp](mailto:info@jashcon.or.jp)

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。